

社会福祉法人亀岡福祉会 役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人亀岡福祉会 定款第9条に基づき法人役員報酬、そして費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬を支給する役員は、週5日常勤勤務する理事長を対象とする。

役職名	月額報酬	賞与
理事長	400,000円	給与規定に準じる

(支給方法)

第4条 役員報酬は、正規職員給与規定に定める職員給与支給日に支給する。

(費用弁償)

第5条 理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会等に出席した場合は、1回当たり2,000円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員(施設長等)が理事、監事及び評議員の場合は支給しない。

- 2 理事と評議員を兼ねる場合、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。
- 3 役員が出張する場合には、社会福祉法人亀岡福祉会職員出張旅費等規程を準用する。

(準用)

第6条 役員報酬等の支給に関し、この規定に定めのない事項については、社会福祉法人亀岡福祉会就業規則ならびに給与規定を準用する。

(その他)

第7条 この規定の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。